

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の概要

1 計画策定の背景及び目的

本県において、イノシシは県下全域に生息し、農林作物被害も県下全域にわたっている。

このため、県では第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を策定し、現在、第2期計画（平成29年度～令和3年度）に取り組み、市町村や関係機関等と連携しながら、管理のための施策を展開しているが、第2期計画期間内の農林作物への被害額は、年度あたり1億～1億3千万円と依然として高水準で推移している。こうしたことから、引き続き、第3期計画（令和4年度～令和8年度）を策定し、イノシシの捕獲状況や農林作物への被害の発生状況を的確に把握するとともに、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な管理の目標を設定し、被害防止対策等の手段を総合的に講じることにより、農林作物被害の低減とイノシシ個体群の長期にわたる安定的維持を図ることを目的として、本計画を策定する。

2 計画の概要

(1) 管理すべき鳥獣の種類 イノシシ

(2) 計画の期間 第3期：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
 ※第2期：平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

(3) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 県内全域

(4) 第二種特定鳥獣の管理の目標

長期目標：農林作物への被害額5千万円以下

今期目標：農林作物への被害額を令和8年度までに9千万円以下

(5) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

① 捕獲による数の調整

ア 狩猟による捕獲の促進（対象区域：県内全域）

（ア）狩猟期間の延長 イノシシの狩猟期間 11月1日～3月15日

（イ）禁止する猟法の解除 イノシシについて、足くくりわなに限り法的規制を解除

イ 農林業被害防止のための特定鳥獣の捕獲

ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲

② 捕獲頭数管理

③ 狩猟者の確保・育成

④ 錯誤捕獲の防止

⑤ 捕獲物の処理等

(6) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

① 事業の目的

② 実施期間

③ 実施区域

④ 事業の目標

⑤ 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

⑥ 事業の実施者

(7) その他管理等のために必要な事項

- ① 多様な生態系を構成する森林づくりに誘導するための中・長期的視点に立った「生息環境対策」の推進
- ② 野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりを地域一体となって取り組む「被害防止対策」の推進
- ③ 狩猟者等の協力を得ながら、捕獲情報、目撃情報及び被害情報等の基礎データ収集の実施
- ④ 鳥獣被害対策を効果的に進めるため、新たな視点に立った鳥獣被害対策体制の整備を行うとともに、市町村と連携して、地域において緊急的な捕獲対策や集落単位での被害防止対策、地域リーダーの育成、多様な森づくりなどの鳥獣被害対策を総合的に行う鳥獣被害対策プロジェクトの推進